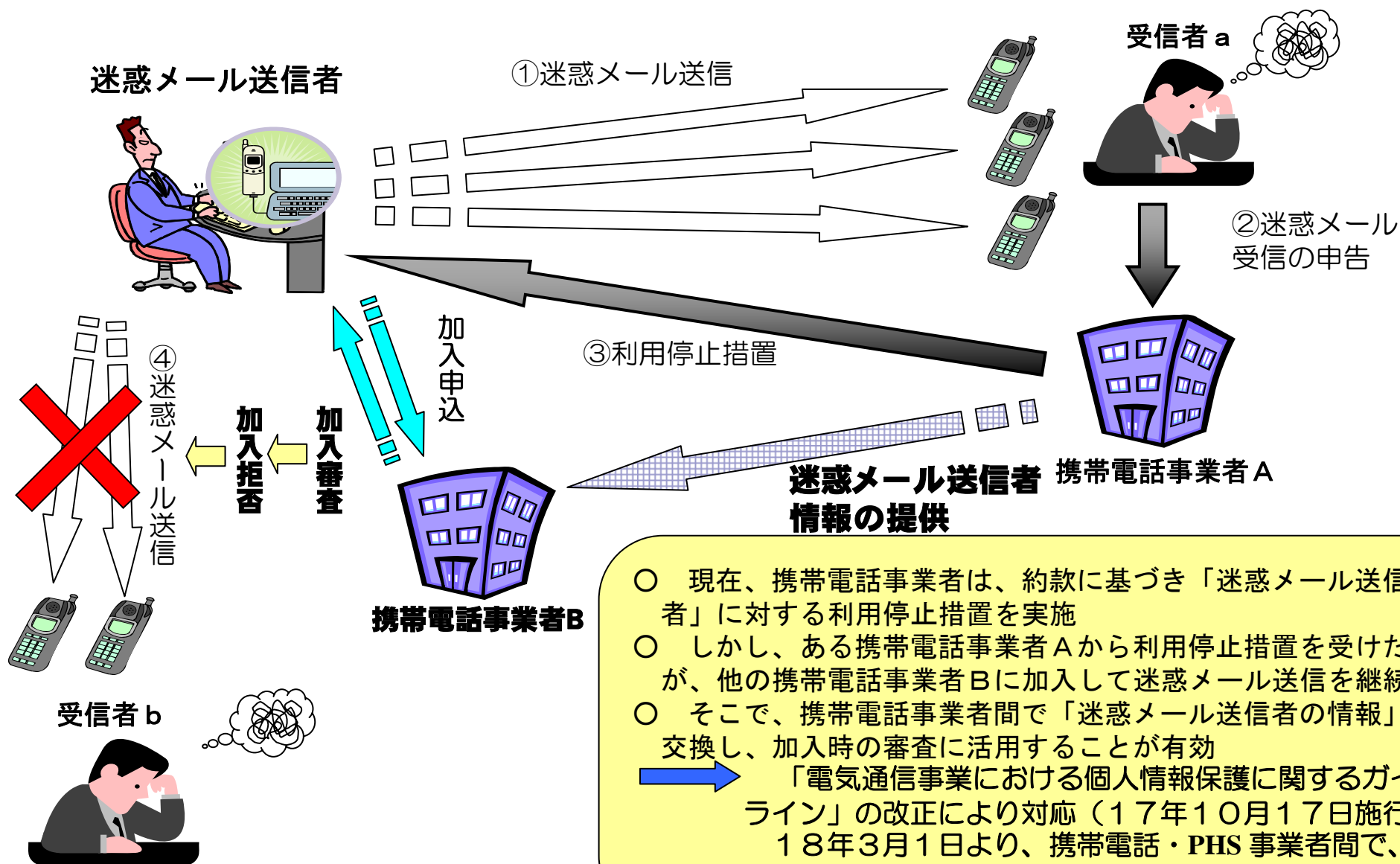
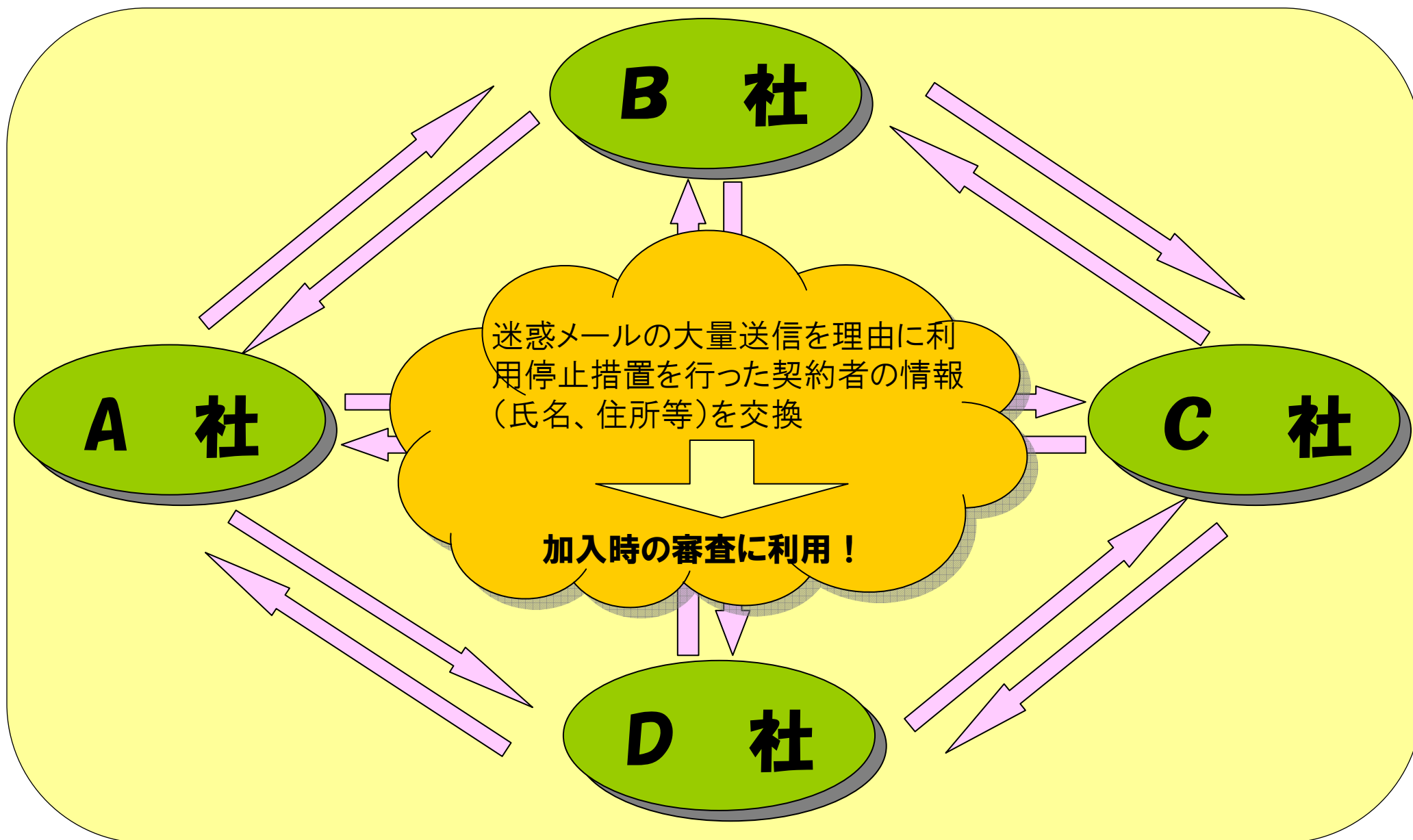


# 迷惑メール送信者情報の交換について



○ 現在、携帯電話事業者は、約款に基づき「迷惑メール送信者」に対する利用停止措置を実施  
○ しかし、ある携帯電話事業者 A から利用停止措置を受けた者が、他の携帯電話事業者 B に加入して迷惑メール送信を継続  
○ そこで、携帯電話事業者間で「迷惑メール送信者の情報」を交換し、加入時の審査に活用することが有効  
➡ 「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正により対応（17年10月17日施行）  
18年3月1日より、携帯電話・PHS 事業者間で、迷惑メール送信者情報の交換を開始

# 携帯電話事業者による迷惑メール送信者情報（ブラックリスト）交換の実施 (H18. 3. 1～)



# 迷惑メール送信者情報（ブラックリスト）の交換に係る規定

## 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

（迷惑メール等送信に係る加入者情報）

- 第28条 **電気通信事業者は**、一時に多数の者に対してされる電子メールの送信による電子メールの送受信上の支障を防止するため特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、他の電気通信事業者との間において、**加入者情報**（一時に多数の者に対し、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定に違反する電子メールの送信その他の電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をしたことを理由として、電気通信事業者が利用停止措置を講じ、又は契約を解除した加入者の氏名、住所その他の当該加入者に関する情報に限る。以下同じ。）**を交換することができる**。ただし、当該加入者情報を交換の対象とすることが本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 2 電気通信事業者は、加入者情報を他の電気通信事業者との間で交換する場合は、その旨並びに交換される加入者情報の項目、交換する電気通信事業者の範囲及び交換される加入者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
  - 3 電気通信事業者は、前項の交換される加入者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
  - 4 加入者情報の交換をした電気通信事業者は、当該加入者情報を**加入時の審査**以外の目的のために使用してはならない。
  - 5 加入者情報を提供し、又は提供を受けた電気通信事業者は、当該加入者情報の適正な管理に特に万全を期すものとする。